

山形市の普通会計財務諸表 (平成 19 年度)

平成 21 年 3 月
財政部財政課

目 次

I	山形市の新地方公会計制度への取組状況について.....	1
1	財務諸表の作成と公表	
2	新しい地方公会計制度の意義	
3	山形市の取組状況等	
II	山形市の普通会計財務諸表について.....	3
1	普通会計財務諸表の基本的な作成方針	
2	普通会計財務諸表の計上方法等	
III	山形市普通会計財務諸表(試作).....	9
1	貸借対照表	
2	行政コスト計算書	
3	純資産変動計算書	
4	資金収支計算書	
IV	山形市の財務諸表の分析.....	14
1	普通会計財務諸表からわかる財政状況	

Ⅰ 山形市の新地方公会計制度への取組状況について

1 財務諸表の作成と公表

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月・総務省事務次官通知)にて、平成 21 年度(20 年度決算)までに財務諸表の整備に取り組むこととされています。

貸借対照表	一定時点における「資産」と「負債」といった財政状況(残高)を一覧で示すもの
行政コスト計算書	1 年間の行政活動のうち、資産形成につながらない行政サービスの経費(人件費や物件費等のコスト)とその行政サービスの直接対価(使用料等)となる財源を対比させたもの
純資産変動計算書	貸借対照表の純資産の部(「資産」-「負債」=「純資産」)であり、資産形成の財源として費やした市税や国県補助金等の額等に計上されている各数値が1 年間でどのように変動したかを示すもの
資金収支計算書	歳計現金(=資金)の出入りの情報を示すもの

2 新しい地方公会計制度の意義

「公会計」とは民間の会計制度である「企業会計」に対する、国を含めた公共部門の会計制度です。新しい地方公会計制度は、企業会計の考え方を取り入れた会計処理を行うことで、これまでは公共部門独自の方式により説明していた地方公共団体の財政状況について、より標準的・客観的な手法により説明することを目指すものです。

この制度において整備が求められている財務諸表は、現状の現金主義の会計処理だけでは明らかにできない資源の配分状況(税金が「公共資産」や「行政コスト」としてどのように使われているか)や、資産と債務の状況(公共資産の整備に対して、どれぐらいの地方債の残高等の負債があるか)等を明らかにするものとなります。

3 山形市の取組状況等

(1) 普通会計財務諸表

当市は、総務省が平成 19 年 10 月に公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」に基づく総務省方式改訂モデルを選択して、平成 19 年度決算による普通会計(一般会計及び区画整理事業会計)の財務諸表を試作しました。

(2) 連結財務諸表

新地方公会計制度においては普通会計だけではなく、本市の各特別会計及び外郭団体等の財務書類を連結した「連結財務諸表」を作成する必要があります。平成 20 年度は、関係各課及び外郭団体

等と打ち合わせを行い、平成 19 年度決算による連結財務書類の試作作業を進めてきましたが、平成 20 年度末においてまだ作業中となっています。

(3) 固定資産台帳の整備

財務諸表に計上する「資産」のうち公共資産については、計上価額の根拠となる固定資産台帳を整備する必要がありますが、本市が選択した「総務省方式改訂モデル」による財務諸表は、当面の間、資産計上額について決算統計の計上額により代用することが認められていることから、取得原価により計上しています。しかしながら、資産(負債)内容の明細を作成する事が公会計整備の要の一つであることから、本市は速やかに固定資産台帳(金額を含めた資産の明細)を整備するために、関係課によるワーキンググループにより整備方針、実務的な課題について検討を進めています。

(4) 財務諸表の附属明細書の作成

「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、資産・債務管理の観点から、財務諸表 4 表の本表だけでなく、附属明細書の作成・開示が重要とされていますが、平成 19 年度の財務諸表公表にあたっては作成せず、平成 20 年度決算からの作成・開示を目指します。

II 山形市の普通会計財務諸表について

1 普通会計財務諸表の基本的な作成方針

山形市の普通会計財務諸表は、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4つの財務諸表で構成し、原則として、総務省が公表した「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月)に基づき、「総務省方式改訂モデル」を選択して試作しています。

(1) 対象会計

この財務諸表は、次の会計からなる普通会計を対象としています。

山形市一般会計及び山形市区画整理事業会計

(2) 対象年度

この財務諸表の対象は平成19年度で、平成20年3月31日を作成の基準日としています。出納整理期間における取引は、基準日までに終了したものとして処理しています。

(3) 基礎数値

原則として、昭和44年度から平成19年度までの地方財政状況調査(決算統計)における数値、山形市の平成19年度決算書等を使用しています。

2 普通会計財務諸表の計上方法等

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、当市の基準日現在における「資産」・「負債」といった財政状況(残高)を一覧して示すものです。

ア 資産

(ア) 有形固定資産

新地方公会計制度においては、原則として再調達価額をもって計上することとされていますが、総務省方式改訂モデルにおいては、固定資産台帳について段階的に整備することが認められていることから、平成19年度においては、取得原価を基礎とした価額をもって計上します。取得原価は、昭和44年度以降の決算統計における普通建設事業費の累計額を基礎とします。

また、総務省方式改訂モデルの貸借対照表では、決算統計で把握することのできない昭和44年度以降に売却もしくは除却した資産、また昭和43年以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産等についても重要なものを計上する必要がありますが、当市の財務諸表においては「西公園」「みはらしの丘小学校」(これらは譲渡により取得した資産で取得にか

かる支出には未払金があります)を取得原価により資産として計上しているほかは、有形固定資産の計上額に反映していません。その他の資産については固定資産台帳の整備に合わせて資産評価していく予定としています。

(イ) 売却可能資産

平成 19 年度の財務書類においては、「売却可能資産の範囲」を、平成 20 年度予算に財産収入として計上した普通財産とし、今後段階的に範囲を拡大していく予定としています。「売却可能価額の算定方法」としては、不動産鑑定評価や売買実例に基づく合理的な評価等による算定方法をとっています。

(ウ) 投資及び出資金

市場価格のある有価証券は、会計年度末の時価により評価し、時価と取得価額との差を純資産の部の資産評価差額に計上します。

市場価格のない出資金等については、会計年度末において出資先法人等の貸借対照表の純資産の当市出資割合相当額を実質価額とし、実質価額が 30%以上低下した場合は、実質価額により貸借対照表に計上し、差額を投資損失として純資産変動計算書に計上しています。この差額については、出資先が連結対象団体等の場合には、「投資損失引当金」として貸借対照表の資産の部に負の数として計上します。なお、平成 19 年度においては該当する金額はありません。

(エ) 回収不能見込額

投資等の長期延滞債権(当初調定—歳入金額等の決定—から 1 年以上収入未済となっているもの)、流動資産の未収金(会計年度において調定し、収入未済となっているもの)の回収不能見込額を計上しています。回収不能見込額とは、上記のような未収債権のうち翌年度以降において回収不能となることを見込まれる金額を計上するものです。債務者ごと個別に回収可能性の判断をせず、債権の種類別に過去 5 年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を回収不能実績率として算出したうえで、回収不能見込額を計上しています。

イ 負債

(ア) 地方債

地方債の償還残高について、翌年度の償還予定元金を除いた額を固定負債の「地方債」に計上し、翌年度の償還予定元金を流動負債の「翌年度地方債償還予定額」に計上します。なお、この二つの勘定科目の合計は財政健全化法による将来負担比率の算定において用いられる「普通会計地方債残高」(貸借対照表注記参照)の額に一致します。

(イ) 長期未払金

債務負担行為のうち、既に資産を取得済みのもの等、履行が確定した債務について、翌年度の支払予定額を除いた額を固定負債の「長期未払金」に計上し、翌年度の支払予定額を流動負債の「未払金」に計上します。

(ウ) 退職手当引当金

普通会計において退職金を負担する職員全員が会計年度末に普通退職した場合に必要な退職手当支給額を見積もったもので、翌年度の退職手当支払い予定額を除いた額を固定負債の「退職手当引当金」に計上し、翌年度の退職手当支払い予定額を「流動負債」に計上しています。この二つの勘定科目の合計額は、財政健全化法による将来負担比率の算定において用いられる「退職手当負担見込額」(貸借対照表注記参照)の額と一致しています。

(エ) 賞与引当金

普通会計において会計年度の翌年度支払い予定の期末手当及び勤勉手当のうち、会計年度中の職員の勤務により算定する額について、流動負債に計上します。6月支払いの期末手当及び勤勉手当については、6ヶ月の支給月数のうち前年度の12月から3月までの4ヶ月分が決算年度分となることから、翌年度支出予定額の4/6の額を計上します。

ウ 純資産(資産と負債の差額であり、企業会計でいう「資本」)

(ア) 公共資産等整備国県補助金等

資産に計上される市道や学校施設等の公共資産及び投資等の形成にあたって財源として充当した国県補助金の額を計上します。なお、減価償却の対象となる資産の財源となったものは、償却後の金額を計上します。

(イ) 公共資産等整備一般財源等

資産に計上される公共資産等の額から「公共資産等整備国県補助金等」及び公共資産整備等に係る「地方債」、「長期未払金」等の負債を減じた額を計上します。これまでの公共資産等の整備に投入した市税等の金額をあらわします。

(ウ) その他一般財源等

貸借対照表の純資産の総額から「その他一般財源等」以外の額を減じた額を計上します。

(エ) 資産評価差額

無償譲渡された資産にかかる評価額や、時価評価した有価証券の取得価額との差額等を計上します。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち、資産形成につながらない行政サービスの経費（人件費等の「経常行政コスト」）とその行政サービスの直接対価（使用料等の「経常収益」）となる財源を対比させたものです。企業会計の損益計算の考え方にに基づき算定しています。

ア 経常行政コスト

(ア) 人にかかるコスト

- ・人件費……………決算統計における人件費から、会計年度の退職手当支給額と前年度の貸借対照表に計上した賞与引当金を除き、普通建設事業に伴って支出した人件費を加えた額を計上します。

- ・退職手当引当金繰入等……………貸借対照表の負債に計上している「退職手当引当金」について、前年度との増減額に、会計年度の退職手当支給額を加えたものをコストとして計上します。

- ・賞与引当金繰入額……………会計年度の貸借対照表に負債として計上した賞与引当金額をコストとして計上します。

(イ) 物にかかるコスト

- ・物件費・維持補修費……………決算統計における物件費・維持補修費を、いずれも資産形成につながらない消費的なコストとして計上します。

- ・減価償却費……………貸借対照表の資産のうち償却が必要なものについて会計年度分の減価償却額をコストとして計上します。

(ウ) 移転支的的なコスト

- ・社会保障給付……………生活保護費等、普通会計が負担する扶助費支出をコストとして計上します。

- ・他会計等への支出額……………普通会計から特別会計への繰出金支出等を計上します。

- ・他団体への公共資産整備補助金等……………決算統計の普通建設事業費のうち、市が管理する公共資産ではなく、県等の他の地方公共団体や民間団体等の資産形成に資する支出を計上します。

(エ) その他のコスト

- ・支払利息……………地方債の利子及び支払いに充てる現金が不足する場合の一時借入金の利子を計上します。

- ・回収不能見込計上額……………貸借対照表の資産に計上した「回収不能見込額」について、前年度との増減額に、会計年度において実際に不納欠損になった金額を加えたものをコストとして計上します。

イ 経常収益

経常収益は、行政サービスの直接対価となる財源のうち、使用料・手数料及び分担金・負担金・寄附金のみを計上することとされています。

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部(「資産」－「負債」＝「純資産」)であり、資産形成の財源となった市税や国県補助金等の額等に計上されている各数値の会計年度中の変動額を表すものです。期首及び期末純資産残高は、それぞれ前年度及び会計年度の貸借対照表の純資産の額に一致します。

ア 純経常行政コスト

純経常行政コストは、行政コスト計算書の純経常行政コスト(「経常行政コスト」－「経常収益」と一致します。

イ 財源調達

地方税、地方交付税等の直接行政コストの対価として結びつかない一般財源、国県補助金等の収入を計上します。

ウ 資産評価替・無償受入

有価証券の時価評価による資産評価差額の年度間の変動額や、資産を受贈した際の資産評価額等を計上します。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書は、「資金」の出入りの情報を下記ア～ウの3つの区分に分けて表示したものです。総務省方式改訂モデルの普通会計財務諸表における資金の範囲は、歳計現金(本市の歳入・歳出に属する現金～本市の口座を経由するだけの県民税などは含みません)となります。期首及び期末資金残高は、それぞれ前年度及び会計年度の貸借対照表の歳計現金の残高に一致します。

また、表外に基礎的財政収支の状況を示します。

ア 経常的収支の部

人件費、生活保護等の社会保障給付、地方債償還に伴う償還利子等の毎年度継続的な支出と、財源としての地方税等の収入を計上します。

イ 公共資産整備収支の部

市道や市立小中学校施設等の公共資産を整備するための支出と、整備財源としての地方債借入額等の収入を計上します。

ウ 投資・財務的収支の部

地方債償還元金支出や、民間企業等に対する貸付金支出、その回収元金収入等を計上しま

す。

※ 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

資金収支の総額から、地方債にかかる収支及び資金調整にかかる収支を除いて算出します。

算式: 歳入総額－繰越金－地方債発行額－財政調整基金及び減債基金の取崩額－(歳出総額－地方債元利償還額－財政調整基金及び減債基金の積立額)